

株式会社日本政策投資銀行法案（仮称）の骨子について

平成18年12月

財務省

「行革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」に沿って、主に以下の項目について法案化する方向で検討しているところ。

1. 本法案の目的

この法律は、

- (1) 株式会社日本政策投資銀行の完全民営化を実現するため、新たな株式会社の設立、当該株式会社の目的、名称、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、
- (2) 新会社は、出資と融資を一体として行うこと等により長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持することを通じて、資金供給の円滑化、資本市場の活性化又は金融機能の高度化に寄与することを目的とする。

2. 本法案に設ける主な規定

(1) 株式の処分及び本法案の廃止のための措置

行革推進法の規定に基づき、政府が保有する株式を、市場動向を踏まえつつ、おおむね5年後から7年後を目途として、その全てを処分することとし、処分後、直ちにこの法律を廃止するための措置を講ずる旨を規定。

長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう発行する株式の処分方法等について検討し、必要な措置を講ずる旨を規定。

(2) 移行期における日本政策投資銀行の在り方

新会社の設立等

平成 20 年 10 月に日本政策投資銀行を解散し、新たに株式会社日本政策投資銀行（仮称）を設立する。

業務の範囲

移行期間中の新会社が行う業務として、現行の投融資業務を基本として、資金調達（預金や金融債を含む）及び新金融技術の活用に必要な業務（デリバティブ取引等）を規定。

政府の関与

主務省の監督は真に必要なものに限定することとし、他の特殊会社法や銀行法等の金融関係法令の規定を参考に、民間金融機関とのイコールフットィングや財政措置に係る公益性の確保等に留意して、政府の関与を縮小。

- (例) ・ 予算統制は廃止。(政府関係機関予算の対象外とする。)
- ・ 他の特殊会社同様、事業計画を認可制とする一方で、社債や借入金については個別認可制ではなく包括認可制とする。
 - ・ 投資目的の子会社保有は自由化する一方、それ以外の子会社の保有は民間銀行並びで認可制とする。

資金調達上の措置等

- ・ 資金の太宗を政府に依存している現在の調達体制から、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、移行期間中に限り、政府保証債の発行や財融借入を措置。
- ・ 平成 19 年度から、現行の資金調達に加え、民間からの長期借入を可能とする旨を規定。

その他

現行の日本政策投資銀行法は廃止。